

介護事業所内保育所を設置する際の支援策について

～介護事業所に勤める方のお子さんを預かる保育施設の設置、運営などの費用の助成～



平成27年8月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 社会・援護局

介護事業所内における保育所に対する支援策（概要①）

1 介護事業所の従業員等のための保育所に対する支援について

介護事業所内保育所については、

- ① 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付
 - ② 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（雇用保険を財源）による都道府県労働局による助成
 - ③ 介護事業所内保育所に対する都道府県による補助金
- の3つの補助のうち、いずれかを選択することが可能です。

2 運営に係る給付・補助について

1の①による支援を受ける場合、地域型保育給付を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
※ ②において施設整備補助を受けた上で、①による運営に係る給付を受けることも可能です

1の②による支援を受ける場合、子ども1人当たり年額34万円（中小企業45万円）の助成を5年間受けることが可能です。 ⇒ P 10～
※ 平成26年12月31日までに運営を開始した場合は、これまでどおり対象経費の1/2（中小企業2/3）の助成となります。

1の③による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助が可能です。 ⇒ P 16～
※ 具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。

3 施設整備補助等について

1の①による支援を受ける場合、施設整備補助相当の減価償却費を受けることが可能です。 ⇒ P 3～

1の②による支援を受ける場合、施設整備対象経費のうち、大企業1/3、中小企業2/3の補助を受けることが可能です。 ⇒ P 10～

1の③による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助を受けることが可能です。 ⇒ P 16～
※ 具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。

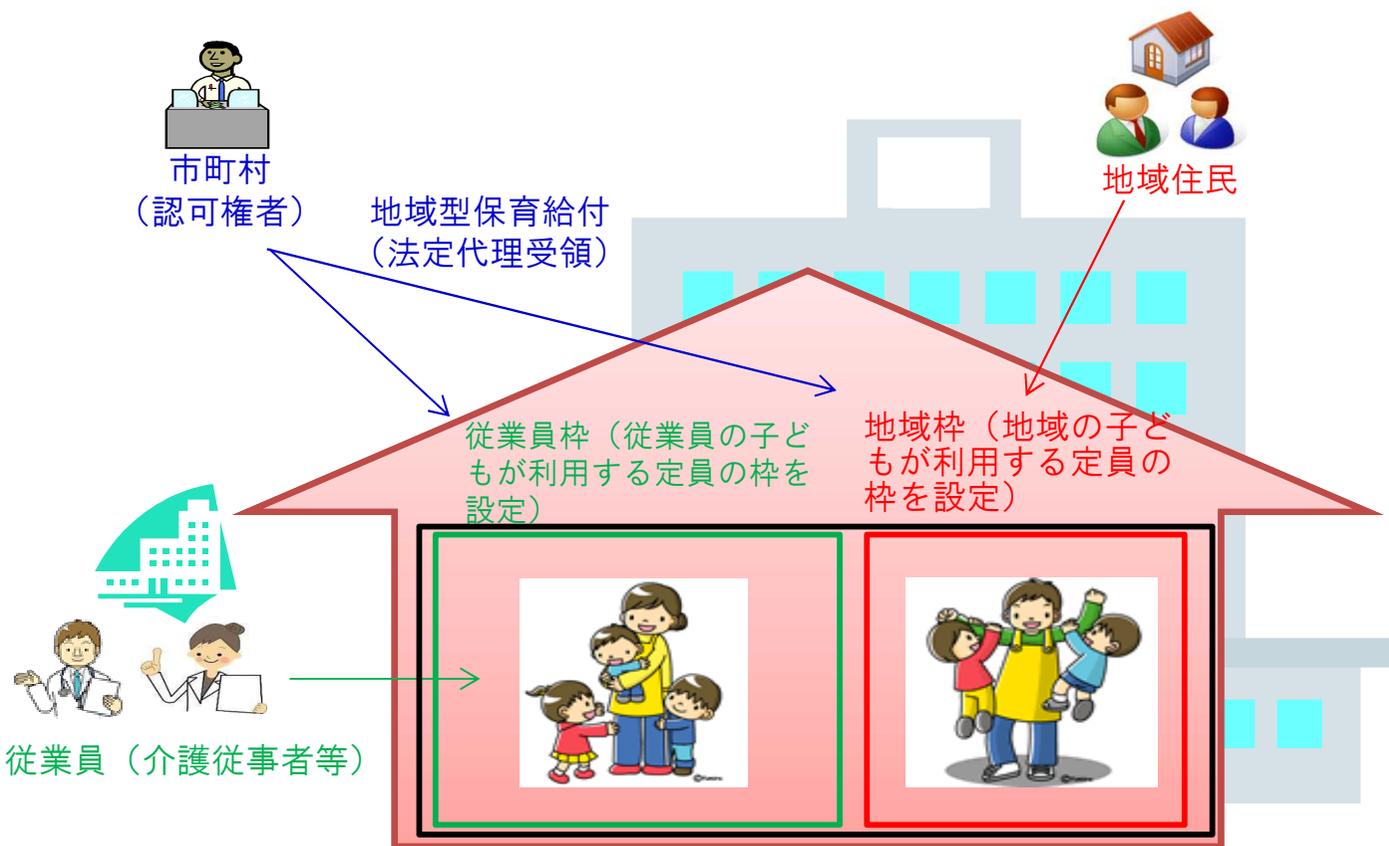
介護事業所内における保育所に対する支援策（概要②）

施設類型	事業所内保育事業 (新制度の給付対象)	事業所内保育施設 (都道府県労働局による 雇用保険二事業による補助)	介護事業所内保育所（地域医療 介護総合確保基金による補助） ※都道府県の実情に応じて要件は設定される	(参考) 認可保育所 (新制度の給付対象)
定員・ 利用児童	<ul style="list-style-type: none"> 定員の下限はなし（定員数に応じ、地域枠の設定が必要） 利用児童は、地域枠を除き、事業主が決定（地域枠分は市町村が決定） 原則として、3歳未満児が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 定員6人以上 利用児童は事業主等が決定 事業主等が自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者の利用が、月の開設日の半数以上であることが必要 		<ul style="list-style-type: none"> 定員20人以上 利用児童はすべて市町村が決定
職員、設備 等の基準	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく基準に準じた要件を満たすことが必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要。
その他の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程の策定・掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 1日の平均保育乳幼児数が、定員の6割（中小企業は3割）以上であることが必要 	(各都道府県の実情に応じて各都道府県において設定)	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程の策定・掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要
運営に係る 給付・補助	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格による ※12人定員のモデルケースで、年額約2,600万円(*) *上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれる。（これを差し引いた額が公費で賄われる。） 公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 	<ul style="list-style-type: none"> 助成額（5年間） 子ども1人当たり年額 大企業 34万円 中小企業 45万円 ※支給限度額 大企業 1360万円 中小企業1800万円 補助額の負担割合：全額国費（労働保険特別会計） 		<ul style="list-style-type: none"> 公定価格による ※90人定員のモデルケースで、年額約9,000万円(*) *市町村が利用者負担額を徴収し、その額を含め、委託費として支払われる。 公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
施設整備 補助等	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算 ※都道府県労働局による施設整備補助を受けた事業所内保育事業所が、新制度の給付（減価償却費加算を除く。）を受けることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> <設置費> 補助率 大企業 1/3、中小企業 2/3 ※支給限度額 大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 補助額の負担割合：全額国費（労働保険特別会計） 		<ul style="list-style-type: none"> 補助率 3/4 全体の負担割合：国2/3、市町村1/12、本人負担1/4 ※待機児童解消加速化プランに参加する自治体の場合 株式会社等の場合は、公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算

- ① 子ども・子育て支援新制度における事業所内
保育事業（市町村認可事業）に対する給付

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の概要

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育施設について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることにしています。
- 給付は、利用者の居住地市町村から支給されることとなるため、事業者は、利用者の各居住地市町村から、子ども・子育て支援法第43条に規定する確認を受けた上で、それぞれに費用請求を行う必要があります。



<事業の申請先>

市町村（認可権者）

<主な要件>

- ・ 認可基準等の遵守
- ・ 地域枠の設定
 - ※地域枠の子どもは市町村が利用調整
- ・ 応諾義務
 - ※利用調整を経た地域枠の子どもの受入義務（地域枠の範囲内）
 - ※利用者（従業員、地域住民の子どものいずれも）は、市町村より給付の支給認定を受ける必要がある。
 - ※利用者は、原則3歳未満児

<利点・活用例>

- ・ 安定した財政支援
 - ※利用する子どもの数に応じて市町村から費用が支払われる。（義務的経費）
- ・ 複数企業で共同設置可能
- ・ 利用者数が減少している施設では、空き定員が活用できる。
- ・ 院外の保育施設に委託して実施することも可能

事業所内保育事業の認可基準について（主なもの）

		定員20人以上	定員19人以下	
			小規模A型の基準	小規模B型の基準
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
		2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡		
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

- ※ 事業所内保育事業は、原則0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。（事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象）
- ※ 原則0～2歳児までの事業であるが、従業員枠の子どもについては、保護者の希望に応じて柔軟な利用が可能であり、その場合は特例地域型保育給付が支給される。（地域枠の子どもについても、受け入れ先の保育所等に空きがない場合については特例給付による利用が可能）
- ※ 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。（平成32年度まで）
- ※ 給食の提供に当たっては、事業所に附属して設置する調理施設において調理することも可能。

定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名	16名～20名	5名	41名～50名	12名
6名・7名	2名	21名～25名	6名	51名～60名	15名
8名～10名	3名	26名～30名	7名	61名～70名	20名
11名～15名	4名	31名～40名	10名	71名～	20名

※子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、自社で雇用する労働者の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠）」を受け入れることを要件としており、上記は事業所全体の定員規模に対して最低限設定が必要な「地域枠」の規模を示したものの。

なお、上記は、国として示す全国的な基準であり、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることが可能。

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしています。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

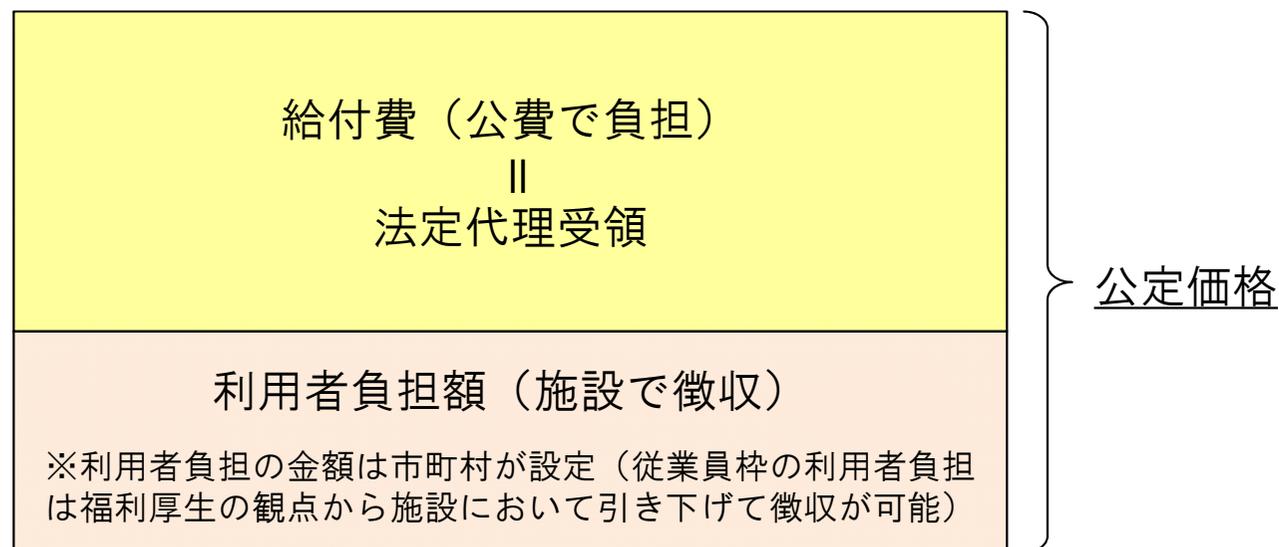
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

（子ども子育て支援法27条、29条等）

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】 ≪施設型給付・地域型保育給付≫



【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

（平成27年度における公定価格の単価表）

基本部分							加算部分1（続く）														
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員枠の 子どもの 場合 ⑦	処遇改善等加算				管理者 設置加算 ⑨	処遇改善 等加算	保育士比率 向上加算		処遇改善等加算						
				保育標準時間認定			保育短時間認定		保育標準時間認定				保育短時間認定		保育士比率 向上加算		処遇改善等加算				
				基本分単価 ⑥	(注)		基本分単価 ⑥	(注)	⑧ (注)	⑧ (注)			(注)	⑩ (注)	(注)						
その他 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	131,650	(184,120)	127,020	(179,490)	+	1,210	(1,730) × 加算率	1,170	(1,690) × 加算率	+	30,250	+	300 × 加算率	+	7,710	(12,850)	+70	(120) × 加算率
			乳児	184,120		179,490		+	1,730	× 加算率	1,690	× 加算率	+		+		+	12,850		+120	× 加算率
	1、2歳児		106,130	(158,600)	103,210	(155,680)	+	960	(1,480) × 加算率	930	(1,450) × 加算率	+	19,100	+	190 × 加算率	+	6,810	(11,950)	+70	(120) × 加算率	
	乳児		158,600		155,680		+	1,480	× 加算率	1,450	× 加算率	+		+		+	11,950		+120	× 加算率	

加算部分1（続き）							調整部分																																							
障害児保育加算 ⑪ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑫		処遇改善等加算		夜間保育加算 ⑬		処遇改善等加算		減価償却費加算 ⑭		賃借料加算 ⑮		連携施設を設定しない場合 ⑯		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑰		常態的に土曜日に閉所する場合 ⑱		定員を恒常的に超過する場合 ⑲																								
+	104,940	(52,470)	+1,040	(520) × 加算率	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~210人 174,400	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~210人 1,740	+	各月初日の利用子ども数	+	37,970	+	330 × 加算率	+	C地域標準 2,400	+	C地域標準 3,300	-	2,050	-	(6(7) + 8 + 13) × 13/100	-	(6(7) + 8 + 11 + 13) × 11/100	-	(5~18) × 81/100																				
+	52,470		+520 × 加算率	+																							25,760	+	200 × 加算率	+	C地域標準 1,500	+	C地域標準 4,200	+	1,290	+	(6(7) + 8 + 13) × 12/100	+	(6(7) + 8 + 11 + 13) × 11/100							
+	104,940	(52,470)	+1,040	(520) × 加算率																							+		+		+		+		+		+		+		+		+		+	
+	52,470		+520 × 加算率	+																								+		+		+		+		+		+		+		+		+		+

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算 ⑳	1級地	1,650	4級地	1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			

加算部分2

除雪費加算 ㉑	5,850	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉒	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

※小規模保育事業B型の基準が適用される事業所内保育事業の公定価格（地域区分や定員区分等により適用される単価表は異なります。）
単価表全体や加算の要件等は内閣府HPを参照 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_22/index.html

<事業所内保育事業（小規模保育事業B型の基準が適用される施設）> 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

○ 小規模保育事業B型の基準が適用される事業は12人（6～19人の中間）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定（地域枠は国で示す基準の下限に設定）。

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）※	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項
基本分単価(⑥)	15,846千円	18,427千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善(非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)、連携施設経費、保育士以外の職員の人件費単価の改善
処遇改善(⑧)	1,627千円(10%)	2,484千円(13%)	・10%は新制度施行前の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑨～⑬)	4,769千円	5,263千円	・管理者設置加算 ☆減価償却費加算(又は賃借料加算)(C地域標準)を追加
加算部分2(⑱～㉓)	0千円	270千円	☆栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	22,242千円	26,444千円	・増加額:4,201千円(B-A)

※ 地域区分、定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なり、上記の前提条件の下での例示です。

平成27年度における利用者負担(月額)

- 平成27年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準（国庫（都道府県）負担金の精算基準）は、以下のとおりです。実際に各事業者が徴収する利用者負担の額は、各市町村が定めることにしています。

保育認定の子ども

(2号認定：満3歳以上)

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

利用者負担	
保育標準時間	保育短時間
0円	0円
9,000円	9,000円
19,500円	19,300円
30,000円	29,600円
44,500円	43,900円
61,000円	60,100円
80,000円	78,800円
104,000円	102,400円

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

- また、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とします。

② 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
による都道府県労働局による助成

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要① ～設置費・増築費～

支給機関:都道府県労働局

自ら雇用する労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

(平成27年度予算の内容)

	助成率等	支給限度額	
①設置費 (*)	大企業 3分の1 中小企業 3分の2	大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる設置】 ・新たな事業所内保育施設の設置	
②増築費 (*)	大企業 3分の1 中小企業 2分の1	増築	大企業 750万円 中小企業 1,150万円 【対象となる増築】 ・5人以上の定員増を伴う増築 ・安静室を設ける増築 ・助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための増築
	大企業:3分の1(中小企業:2分の1) × (増加する定員) / (建て替え後の施設の定員)	建て替え	大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる建て替え】 ・5人以上の定員増を伴う建て替え
	大企業 3分の1 中小企業 2分の1		大企業 1,500万円 中小企業 2,300万円 【対象となる建て替え】 ・助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための建て替え

* ①設置費、②増築費は、運営開始又は再開の初年度と3～5年度の2回に分けて支給します。

(「支給対象経費に助成率を乗じた額」と「支給限度額」のうちいずれか低い方の額の2分の1を、初年度に支給します。その後、3～5年度に要件を満たした場合に、同様の額を支給します。)

※運営を休止した場合、休止後5年以内に運営再開計画(計画期間3年以内)を作成し、この計画期間内に運営を再開できない場合は、助成金の返還が必要となります。

この他、助成金を受けた事業所内保育施設を別の目的で使用した場合、自社の労働者の利用がなくなり事業所内保育施設を廃止した場合、他の補助金等を受けることにより事業所内保育施設でなくなった場合には、助成金の返還が必要となります。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要② ～運営費～

支給機関:都道府県労働局

自ら雇用する労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

(平成27年度予算の内容)

運営開始日		ア 助成額、助成率等	イ 支給限度額	
平成27年 1月1日～	③-1 運営費 (*)	5年間支給 1日の平均利用乳幼児数 1人当たり(年額) 大企業 34万円 中小企業 45万円 体調不良児を預かる場合 上記の額+165万円加算	大企業 1,360万円 中小企業 1,800万円	
			体調不良児を預かる場合 上記の額+165万円	
～平成26年 12月31日	③-2 運営費 (*)	5年間支給 大企業 2分の1 中小企業 3分の2	通常型	規模に応じ 最高 699.6万円
			時間延長型	規模に応じ 最高 951.6万円
			深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014.6万円
			体調不良児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円

* ③運営費の支給対象経費は、運営に要した費用から、保育料相当分(施設定員(最大10人)×運営月数×月額1万円(中小企業:5千円))を減額。

※運営に要した費用とは、保育士又は保育従事者の賃金のことをいいます。賃借の場合は建物の賃借料、体調不良児を預かる場合は看護師の賃金を含みます。

・平成27年1月1日以降に運営を開始した場合、支給対象経費と平均利用乳幼児数による額(ア)、支給限度額(イ)のうち、最も低い額が支給額になります。

・平成26年12月31日までに運営を開始した場合、支給対象経費に助成率を乗じた額(ア)と支給限度額(イ)のうち、いずれか低い額が支給額になります。

※1日の平均保育乳幼児数1人当たりの額、支給限度額は年額です。支給要件を満たさない月がある場合又は運営期間が1年に満たない場合、減額されます。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給要件について（主なもの）

【雇用保険適用事業所の事業主が対象です。助成金の対象は、1事業主につき1施設（同一の施設）となります。】

		定員20人以上	定員19人以下
職員	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3：1 ・1・2歳児 6：1 ・3歳児 20：1 ・4歳以上児 30：1 	左記と同じ又は左記の配置基準+1名
	資格	<p>保育士 ※保健師、看護師又は准看護師を1人まで保育士とみなすことができる。（特例）</p>	<p>保育従事者 （保育士+研修修了者（1/2以上は保育士が必要）） ※保育所と同様の特例有 ※研修修了者とは、市町村長の研修を修了した者</p>
規模・設備構造	定員	6人以上	6人以上
	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ・2歳以上 保育室 1人当たり1.98㎡ ※上記の他に、調理室、便所（20人に1つ以上）が必要 ※保育室等を2階以上に設ける場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たす避難用設備等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ・2歳以上 保育室 1人当たり1.98㎡ ※上記の他に、調理室又は調理設備、便所（20人に1つ以上）が必要 ※保育室等を2階以上に設ける場合、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たす避難用設備等が必要
利用者		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自社の雇用保険の被保険者又は他社の雇用保険の被保険者 ・自社の雇用保険の被保険者の利用が、月の開設日の半数以上 ・年間の1日平均利用乳幼児数が、定員の6割（中小企業は3割）以上 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・給食は外部搬入可 ・医療機関との協力体制の確保 ・安静室の設置と看護師の配置により、体調不良児の預かりも可（加算措置あり） 	

<不支給要件>

以下に該当する場合、助成金を受給することはできません。（4は運営費のみ受給することができます）

- 1 過去に不正受給をし、雇用関係助成金の不支給措置がとられている
- 2 労働保険料の滞納がある
- 3 過去1年以内に、労働関係法令に違反している
- 3 自社の雇用保険の被保険者の利用見込みが著しく少ない
- 4 法人設立後3年を経過していない又は財務内容が3年連続して損失を計上している
- 5 事業所内保育施設に係る他の補助金等の交付を受けている（補助金等の支給対象経費に事業所内保育施設に係る経費が計上されている場合も含む）

<事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給額（例）>

- 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業と同様の条件（利用人数12人）として支給額を算出すると次のとおりとなります。

※助成金の支給額は、利用している子どもの各年齢別の人数、保育時間及び地域枠によって変わりません。

<参考：子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の試算の際の年齢区分等>

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）※	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	平成26年12月31日までに開所している場合	平成27年1月1日以降に開所している場合
支給対象経費	2,402.4万円	2,402.4万円
支給限度額 ※公定価格の試算では夜間保育加算がされているので、深夜延長型の額	<u>533.2万円</u>	1,800万円
支給対象経費に助成率を乗じた額 ※中小企業に適用する2/3を使用	1601.6万円	—
平均保育乳幼児数1人当たりの支給額に基づく額 ※中小企業に適用する45万円を使用	—	<u>540万円</u>

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の受給の流れ、手続

〔事業主または事業主団体〕

〔都道府県労働局〕

事業所内保育施設について検討
(提出書類準備)

相談

相談の受付
助言

助言

設置・運営費、増築費の場合

運営費の場合

設置・運営計画または増築
(増築・建て替え) 計画の認定申請

〔建築工事着工などの2か月前の日までに提出〕

運営計画認定申請

〔運営開始予定日の2か月前の日から
運営開始後1年を経過する日の2か月
前までに提出〕

認定申請

認定申請書の
〔受付
審査
認定決定〕

認定決定通知

事業所内保育施設設置・運営開始
または運営再開

〔認定決定日の翌日から1年以内に運営開始
又は運営再開〕

事業所内保育施設運営開始

〔認定決定日の翌日から6か月以内に
運営開始(すでに運営を開始している
場合は引き続き運営を行うこと)〕

設置費または増築費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が7月1日～12月31日
までの場合〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始(再開)日が1月1日～6月30日
までの場合〕

運営費支給申請

翌1月1日～1月31日までに提出

〔運営開始日：7月1日～12月31日
1月1日～12月31日までの経費〕

7月1日～7月31日までに提出

〔運営開始日：1月1日～6月30日
前年の7月1日～6月30日までの経費〕

支給申請

支給申請書の
〔受付
審査
建築士査定
支給決定〕

支給決定通知
助成金振込

＜申請に当たっての留意事項＞

- ◆ 都道府県労働局長が助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施または報告を求める場合があります。
- ◆ 申請が多い場合には、予算を勘案して対応することになりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 助成金の詳細については、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせください。

③ 介護事業所内保育所に対する都道府県による補助金
(地域医療介護総合確保基金) による補助

介護事業所内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ介護職員をはじめとする介護事業所への従事者の離職防止及び再就業を促進するため、介護事業所に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う介護事業所内保育所の運営・施設整備を支援。
- 介護事業所内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における介護従事者の確保に関する事業として各都道府県の事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の実情に応じて設定が可能であるため、補助内容については、各都道府県において設定。

※ 補助制度を検討中または補助制度そのものを設けていない県もあります。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

介護従事者の確保に関する事業として、各都道府県の実情に応じた形で介護事業所内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。